

シンクながさきからの「提案」

● 行政評価

● 観光振興

● 地産地消

● 無線LAN

● 三セク再生

● 地域通貨

● まちづくり条例

地方分権の流れを確かなものとし、地域が自立、再生するためには、行政のみならず住民、民間団体、企業等地域の幅広い英知を結集して課題解決に取り組む必要があります。

財団法人ながさき地域政策研究所（シンクながさき）は、行政と民間の複眼的な視点と地域に密着した視点を大切にしながら課題解決の方策を提案してまいります。

今回は特に喫緊の取組が必要とされる課題のうち、当研究所がお役に立てるものをご提案させていただきます。

2003

行政評価制度導入支援のご提案

行政評価制度導入の背景

高まる行政需要・深刻な財政悪化

- 行政需要が多様化する一方、深刻な財政状況下において、さらなる効率化、真に必要な事業への資源のシフトが求められています。

市民社会の高度化・税の負担感増大

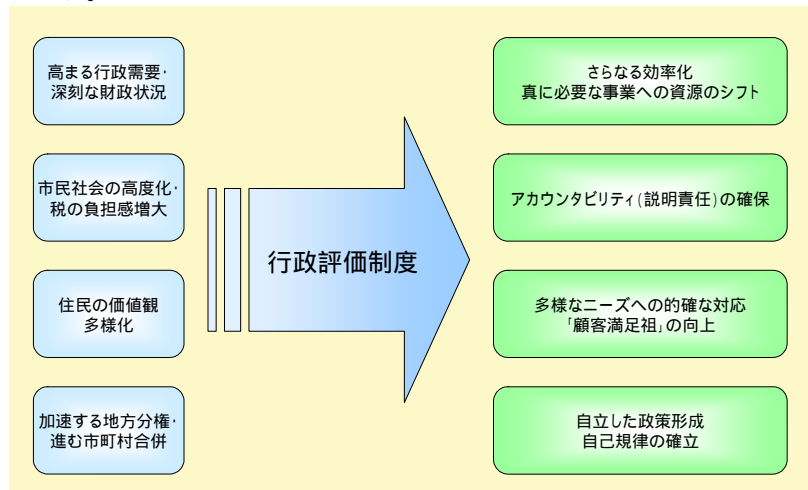
- 市民社会の高度化、税の負担感増大により、説明責任（アカウンタビリティ）の確保が求められています。

住民の価値観多様化

- 住民の価値観の多様化に伴い複雑化する行政ニーズへの的確な対応、「顧客満足度」の向上が求められています。

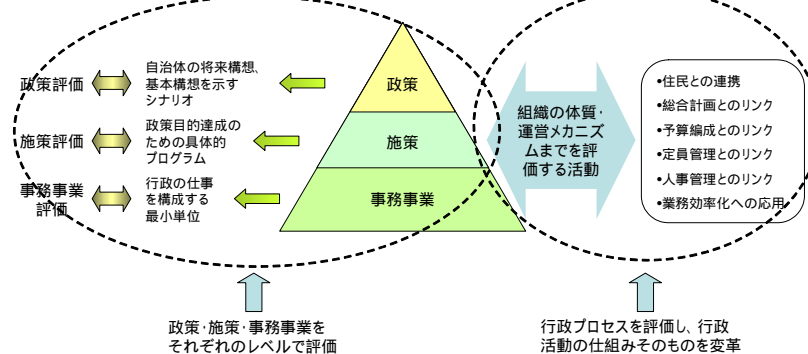
加速する地方分権・進む市町村合併

- 権限と責任の拡大に伴い、それに見合うだけの政策形成能力と厳しい自己規律が求められています。



行政評価の全体像

- シンクながさきが考える「行政評価」は、2つの大きな領域から構成されます。

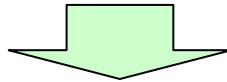


シンクながさきの役割

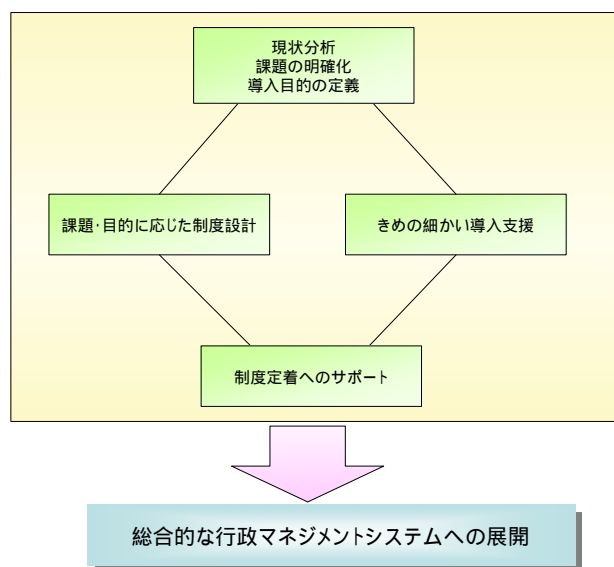
- 行政評価制度は、単に政策、施策、事務事業を評価するだけでなく、旧来型の行政パラダイムを根本的に変革していく潜在的なパワーを有しています。
- しかしながら、全ての目的を同時に達成できる「万能の」制度は存在せず、単に先進自治体の制度を模倣しても十分に機能することは期待できません。

行政評価制度はその導入自体が目的ではなく、目的達成のためのツールです。

- ◆ 行政評価制度の導入に際しては、各自治体個別の課題を的確に抽出して導入目的を明確に定義し、その目的達成のために十分機能する制度設計を行うことが必要となります。
- ◆ 同時に、各職員に制度導入の意義・効果を十分に理解していただき、明確な目的意識を持って取り組んでいかなければ、単なる形式的な作業に終わってしまいます。



- シンクながさきは、自治体個別の課題を的確に抽出し、その解決のために最もふさわしい導入プランをご提案します。
- シンクながさきは、職員研修・相談会の実施など、きめの細かい導入サポートをいたします。
- シンクながさきは、評価活動自体のアセスメントなど、制度定着に向けた実効性のあるコンサルティングを行います。
- シンクながさきは、総合計画、予算編成・管理、定員管理等と連動する総合的な行政マネジメントシステムへの展開をご提案します。



(担当研究員 吉村)

観光振興による地域活性化策

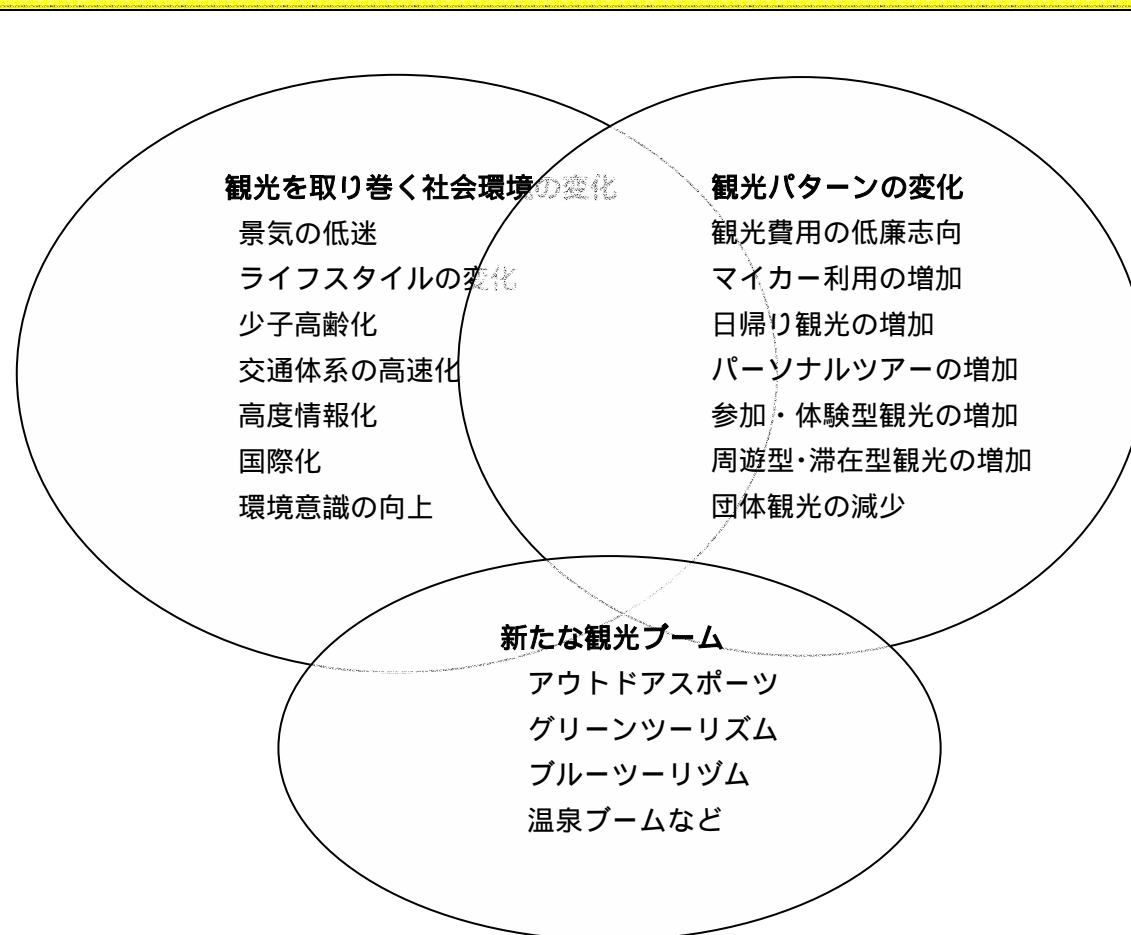
背景

日本経済は、バブル経済崩壊後、長期の低迷が続き、深刻なデフレ経済に陥っています。長崎県の産業においても、中心市街地の空洞化、地域産業の不振、農業・水産業の後継者不足など様々な問題が浮上し不振にあえいでいます。

観光は、個人には地域や日本の歴史・文化の再認識、国際的な相互理解の促進、家族の絆の再生や自己啓発等の効用があり、地域には内需振興効果、雇用・生産等の経済波及効果も大きくもたらす、新たな基幹産業であります。

長崎県は、自然環境、歴史的な文化財、歴史的なストーリー性、地域毎の地場産業、個性ある都市環境など観光資源が豊富にあります。

観光を取り巻く現状



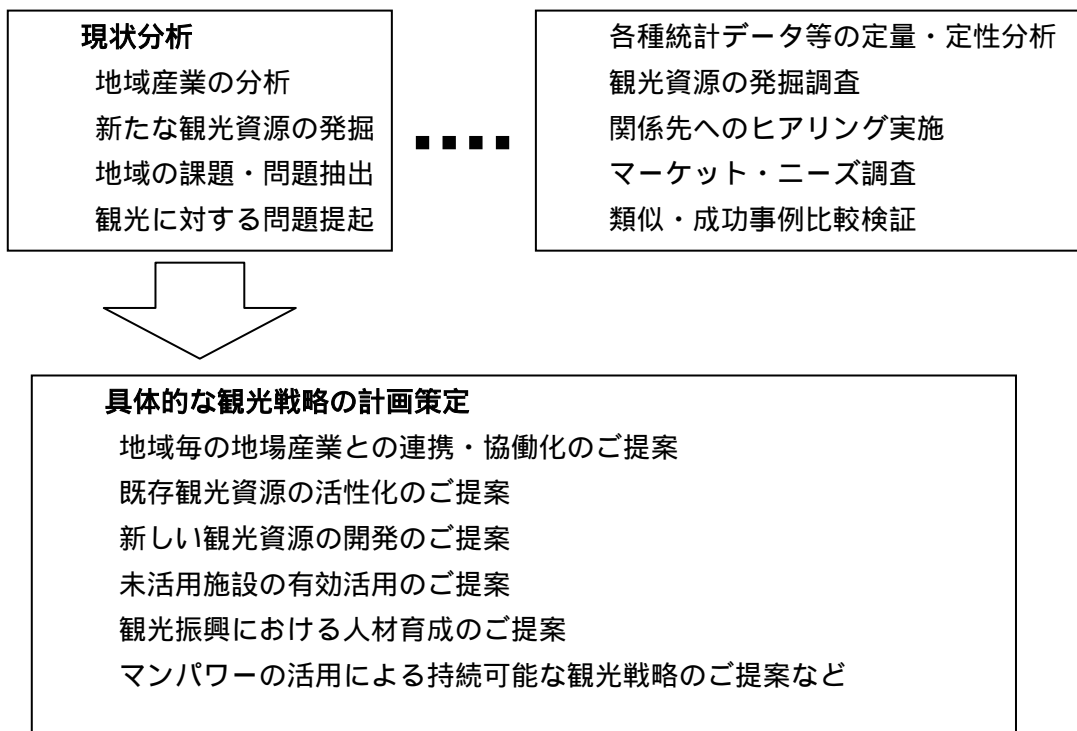
観光振興の意義

観光を取り巻く環境の急速な変化 新しい切り口による観光戦略
既存産業の活性化・新しい産業発掘 雇用創出、所得拡大等

ながさき地域政策研究所の役割

新しい地域観光資源発掘のための基礎調査
地域観光資源の有効活用のための戦略策定のご提案

調査スキーム



(担当研究員 藤原、石橋)

地産地消の展開について

地産地消の意義

地場産品の生産の拡大 農林水産業の雇用創出、所得拡大
「食べる安心」「作る安心」の醸成
「食」を通じた地域の再発見

加工業者

- ・農産物加工業者
- ・水産物加工業者
- ・醸造元

特産品開発

流通

新鮮、安価

安全、安心

安定的生産

直売所、生協、スーパー、小売店

消費者

- ・住民
- ・学校給食
- ・病院
- ・福祉施設

旅館・ホテル

- ・観光客
- ・冠婚葬祭

供給

生産者

- ・農業者
- ・畜産業者
- ・漁業者
- ・農協
- ・漁協

生産者から見ると

- ・安定的な経営
- ・新規就農者、漁業従事者の確保
- ・農地保全

消費者から見ると

- ・安心、安全
- ・新鮮、おいしい
- ・旬を大切

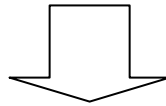
ながさき地域政策研究所の役割

地産地消システム構築にあたっての基礎調査
生産者と消費者を結ぶシステム構築のご提案
観光政策における戦略的位置づけ

調査研究手法

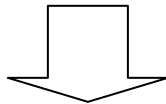
1. 需要量調査

学校給食、旅館、ホテル等施設における農林水産品の月別品目別需要量調査



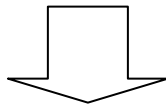
2. 生産量調査

市内で産出する農林水産品の月別品目別出荷高、水揚げ高の調査



3. 対応可能品目の検討

需要量調査と生産量調査をもとに地産地消が可能な農林水産物の検討



4. コーディネート組織の検討

生産者と学校給食、旅館、ホテル等施設を結ぶコーディネート組織の検討

地産地消の展開の方向性

生産高 < 地元消費量であれば、

- ・学校給食、ホテル等をターゲットにした供給体制を確立させる。
- ・多品種を供給できる生産体制を構築する。

生産高 > 地元消費量であれば、

- ・地元消費に加えて、近隣市町村をターゲットにした販路を確立する。
- ・加工により付加価値を高めた特産品を開発する。(担当研究員 松尾、石橋)

無線LANを活用した地域ネットワーク構築

1. 背景

今やIT化は世界的に急激な進歩を見せ、日本政府も2001年にe-Japan戦略を打ち出し、2005年までに世界一のIT立国を目指すとして電子政府、電子自治体などの行政のIT化を強力に推進し、住民サービスの向上並びに産業の活性化を図ろうとしています。

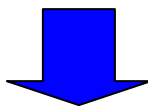
一方、地方自治体においては市町村合併を目前にして、合併後の新しいまちづくり計画の策定が行われ、その中でも住民サービスの改善は重要な課題の一つとして懸命な検討がなされています。

このような状況をIT業界も好機と捉え、ブロードバンド化を前提とした様々なサービス商品の開発・販売や組織を上げての支援体制の整備など、各地方自治体に対して積極的な営業活動が展開されているところです。

しかし、地方の状況を見るとブロードバンド化の恩恵を受ける環境が整備されていない地域が多く存在しています。また、インターネットが普及し、高速化及び低料金化が進みつつあるといっても、その恩恵は人口の集中する都市部が中心で、地域格差は益々拡大する傾向もみられます。

2. こんなことをお悩みであればご相談ください

行政として住民に対する公平なサービスを提供する立場から、ITを活用した行政手続（電子申請・電子入札等）、防災、遠隔教育、遠隔医療、高齢者生活支援等を実施したいが、離島や辺地が多く、ネットワーク敷設のコストが膨大になってしまう。



**無線LANを活用した
低コストのネットワーク構築のご提案**

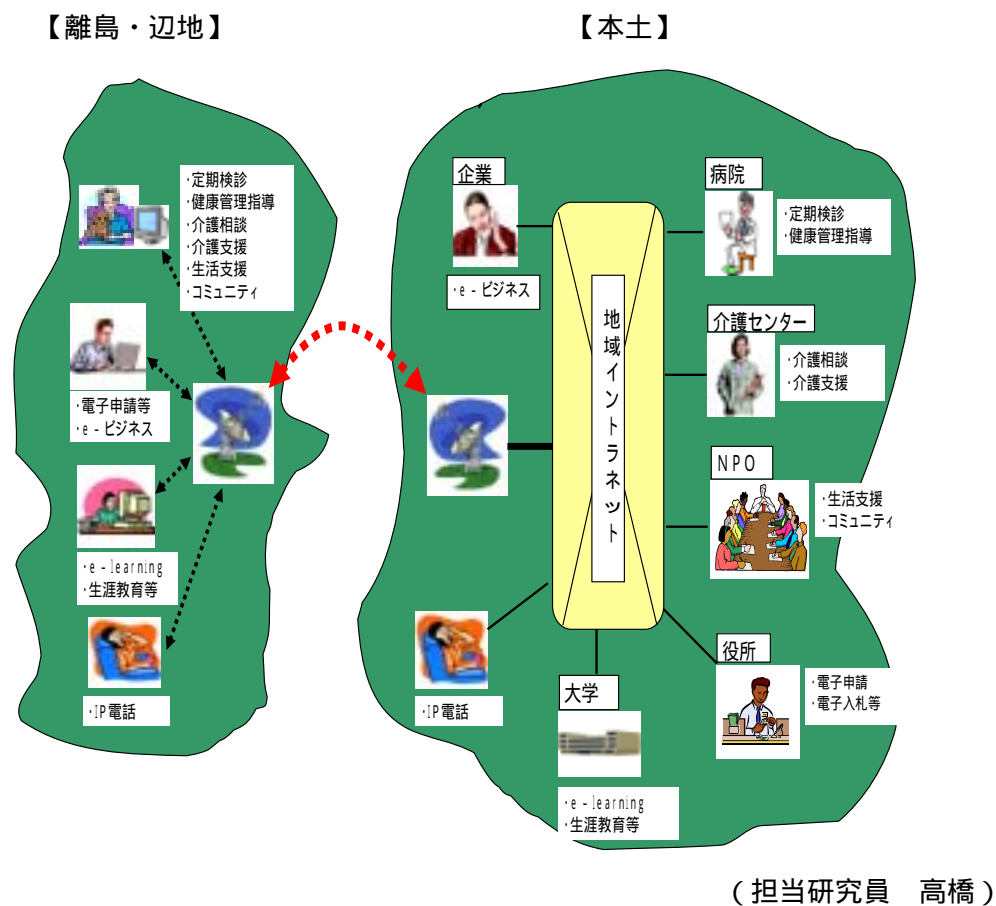
3. 何故無線LANか？

各家庭におけるインターネット接続の手段として無線LANの他にISDN、xDSL、CATV、FTTH等がありますが、いずれもサービスを提供する業者が持っている基地局の範囲に限定され、ISDNを除くと離島や辺地についてはカバーされていない地域が多く存在しています。現在、カバーされていない地域に基地局を設置したり、回線を敷設するには莫大なコストが必要であるため、サービス提供者としては採算の合わない地域への拡張を留めているのが実情です。

それに対し、無線LANは比較的簡易な基地局の設置で可能であり、回線の敷設工事不要となるため、有線の場合と比較してかなり小さなコストでネットワークの構築が可能となります。また、ブロードバンドにも対応しています。

さらに政府としても無線LANの活用拡大を後押しする意味で無線LANに関する規制の緩和や高速通信の帯域の開放などを打ち出しています。

4. ブロードバンドを活用したサービスイメージ



第三セクターの再建戦略「リバイバル・プラン」策定

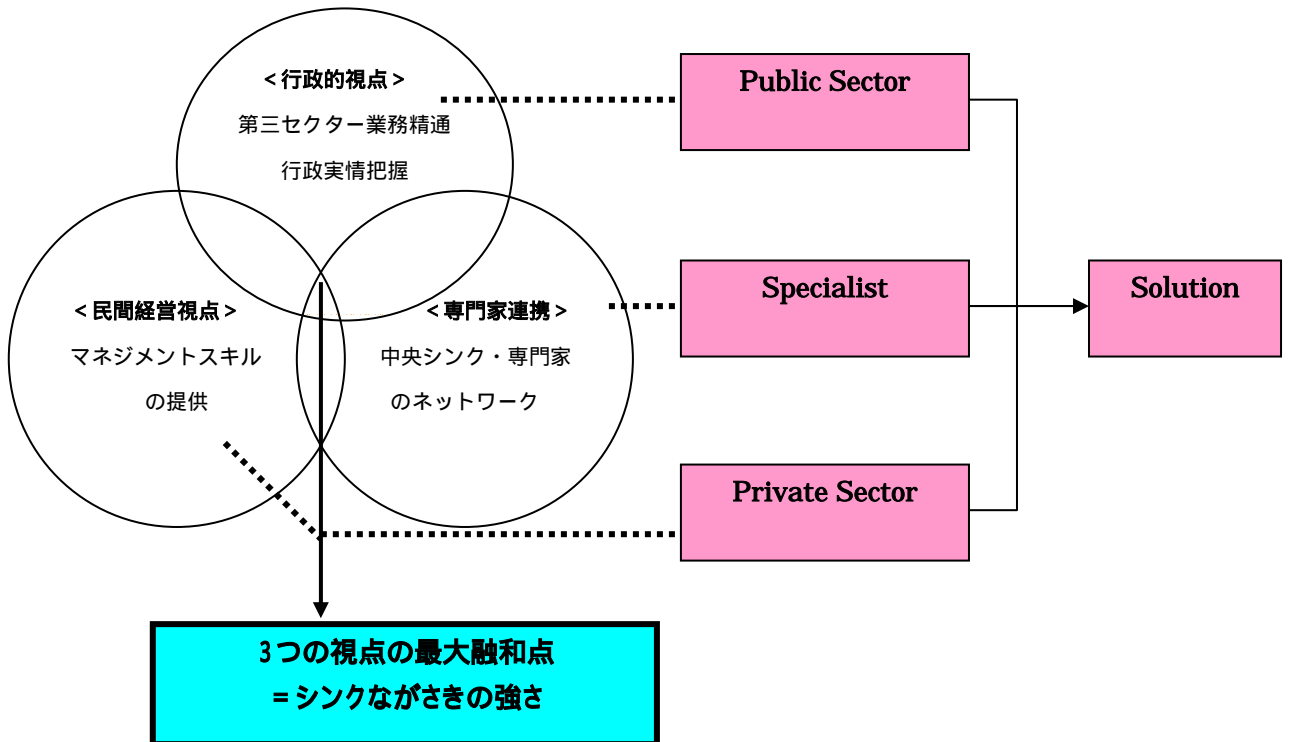
1. 第3セクターの経営改善

地方公共団体は財政状況が一段と厳しくなる中で、経営が悪化している第三セクターについて経営計画の策定による運営改善や統廃合を実施することが強く求められています。当研究所は、こうした経営が悪化した第3セクターについて、コンサルティングを行い、「経営改善計画」を策定して再生するためのリバイバルプランを提案いたします。

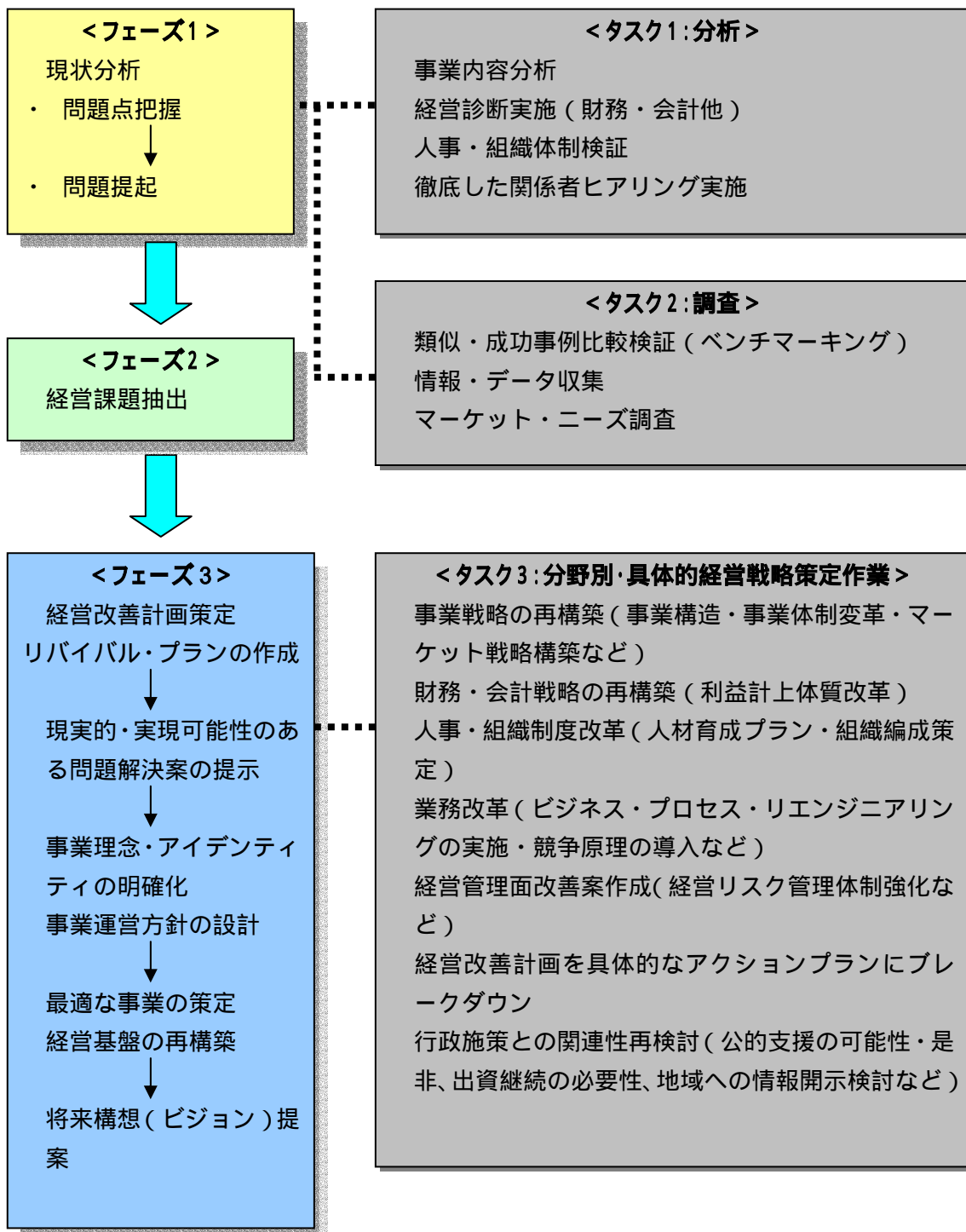
2. 当研究所の特長(コンサルティングの実施体制)

当研究所は、豊富な経験と実績を有している「地方自治体・中央シンクタンク・民間企業」出身者で構成されていることから、多面的な視点・思考によるコンサルティングを目指します。また、コンサルティング遂行に必要な外部の税理士・公認会計士・学識経験者などの専門家集団との連携体制を構築しています。

当研究所は、行政業務の実態面を把握しながら、民間のマネジメントスキルを駆使することにより、第三セクターの「実現可能」な「リバイバル・プラン」を策定し、きめの細かいコンサルティングを遂行致します。



3. 当研究所のソリューション・スキーム(問題解決の羅針盤)



(担当研究員 藤原)

地域通貨導入支援のご提案

地域通貨とは

財やサービスの交換手段として、「一定の地域内」でのみ流通する「利子のつかない」お金のことで、1980年代から世界中で導入されており、その数は3000以上、国内でも200以上とも言われています。

その目的や地域特性に応じて多種多様な形態がありますが、代表的な例としては、日本の「エコマネー」、欧米で盛んな「LETS」・「タイムダラー」などがあります。いずれも限られた地域やコミュニティ内で「地域通貨」を循環させることにより、地域コミュニティの活性化や地域経済の振興等を図ろうとするものです。

具体的には、地域やコミュニティの会員内で円やドルといった国家通貨ではなく地域住民が発行した通貨を介してサービスや手作りのモノを交換することにより、住民同士が気軽に助け合う地域をつくらうというものです。また商店や企業がこの輪の中に入ることによってお金を地域内で循環させ、購買力を地域外に奪われることを防ぐという取り組みも行われています。

今なぜ地域通貨なのか

社会・文化的背景

コミュニティの崩壊、拝金主義とモラルハザード、環境問題、少子高齢社会の到来
市民・企業・行政の協働によるまちづくり

経済的背景

バブル崩壊後の不況とデフレスパイラル、地域経済・商店街の疲弊、失業問題
巨大資本による通貨投機と通貨危機、国と地方の危機的な財政状況

国や地方公共団体における位置付け

- ・平成14年度国土交通白書・・・地域通貨による地域活性化の必要性に言及
- ・平成14年版環境白書・・・市民の地域通貨活用による環境負荷削減の可能性に言及
- ・平成14年版土地白書・・・「都市生活の質の向上」と「地方都市の再生に向けた取組」に地域通貨の有効性を言及
- ・平成14年3月中小企業庁「地域通貨を活用した商店街等の活性化に関する調査」報告書
- ・神奈川県大和市は経済産業省の「ICカードの普及等によるIT装備都市研究事業」を活用し、ICカードによる地域通貨「LOVES」を導入
- ・平成13年10月14日「タウンミーティングイン山形」での竹中経済財政政策担当大臣の発言「エコマネーは物を交換する手段としては大変有効である。ITと絡めて市場を通さず人と人が直接物を交換する「PtoP」に結びつければ地域活性化と問題意識共有の有効な手段になる。是非やるべきである。」

地域通貨に期待するもの

コミュニティの再構築

地域住民相互の助け合いにより住民の福祉が向上する

人と人との交流を促進させ、新たな人間関係をつくる

人と人との対等な関係をつくる

自己実現

ボランティア的な活動に取り組みやすくする

自分の能力・可能性を再発見し、社会参加を容易にする

現在の市場で評価されにくい財や環境、福祉、教育、文化等の活動に価値をもたせる

地域経済の活性化

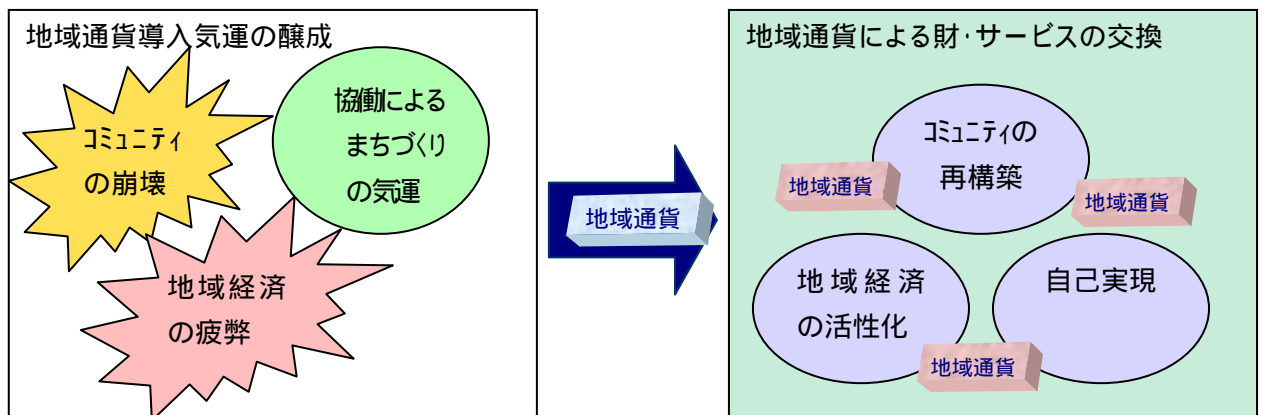
商店街を活性化させる

地域全体の経済を活性化させる

コミュニティビジネスなど新しい起業につなげる

遊休労働力を活用する

新たな雇用を発生させる



ながさき地域政策研究所がお手伝いいたします

地域が抱える問題点の抽出と効果的な地域通貨導入に向けた基礎調査

地域住民・各種団体・NPO 法人等に対するヒアリング調査

必要に応じ、アンケート調査

地域特性等の基礎調査

類似の先行事例等調査

地域通貨導入目的の明確化

目的に沿ったスキームのご提案

通貨の形態、運営主体、具体的な運営方法等目的の達成に効果的なスキームをご提案いたします。

(担当研究員 久保平)

まちづくりの実現に向けて

～まちづくり条例の策定～

各自治体では、総合計画や都市計画マスタープランを指針とし、まちづくりに関する様々な施策の展開が図られています。しかし、実際には以下のような問題点から、円滑なまちづくりが進んでいないのが現状ではないでしょうか。

立派な計画が作られていても、実現するための“仕組み”がないために、「絵に描いた餅」となっている場合が多い。

行政の力だけでは対応できない様々な課題が浮き彫りとなっている。

(計画や法律で対応出来ない問題点の顕著化)

- (例) 郊外への大規模商業施設の乱立による中心市街地の衰退
高層マンションの建設による良好な町並み景観の喪失
高齢化や人口減少に伴う既成市街地の衰退
財政の悪化によるまちづくり事業の凍結など

これらを解決するためには、**住民、事業者、行政が一体となりまちづくりを推進する**必要があります。その推進のための仕組み(制度)が「まちづくり条例」なのです。

<当財団が提案するまちづくり条例の基本的な考え方>

当財団では、以下に示す3つの方向性をベースに、自治体が有する個別課題に対応したまちづくり条例の提案を行います。

各種マスタープランの推進システム(まちづくり施策の総合化)

都市計画マスタープラン等の各種計画を推進するための仕組みとして、住民や事業者、行政の役割分担の明確化を図りながら、都市計画や景観、福祉など、バラバラに進みやすいまちづくりを総合的に推進する仕組みの提案を行います。

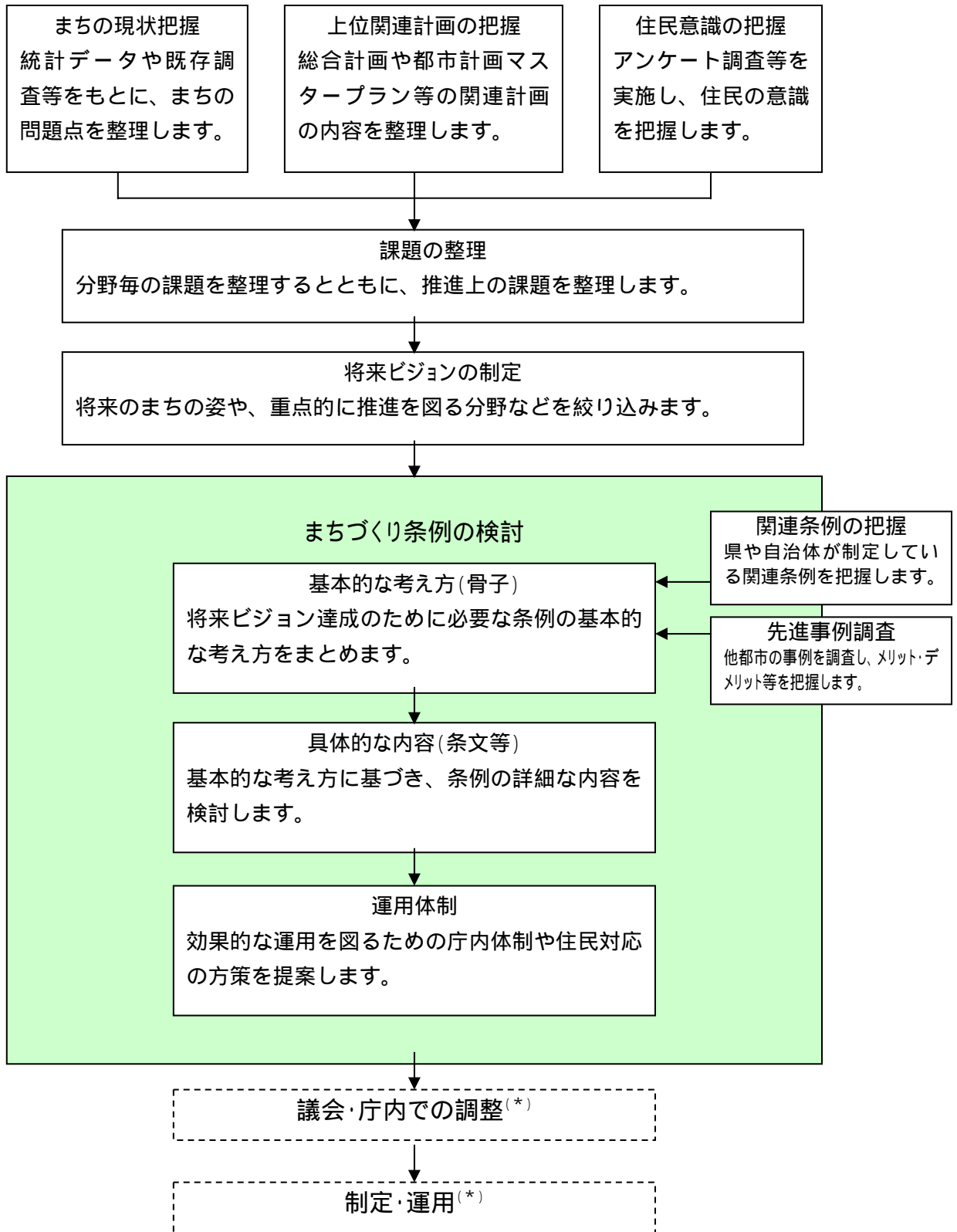
土地利用調整システム(大規模商業施設や高層マンション等の適正誘導等)

適正なまちの発展と、景観や歴史的遺産といったまちの資源(財産)を継承するために、土地利用や建物利用を適正に誘導する仕組みを構築します。具体的には、開発規模や建物の高さや意匠等を規定する“区域(ゾーン)”を定めたり、開発等の届出制度を構築します。

住民参加型まちづくりの推進システム

住民の皆さんが自発的にまちづくりに参加できる仕組みを構築します。具体的には、まちづくり協議会の認定や、住民が策定したまちづくり計画の運用の仕組み等を定めます。

まちづくり条例検討フロー（イメージ）



(*)は庁内での対応になります。
(担当研究員 松尾、鶴田)



シンクながさき

財団法人 ながさき地域政策研究所

財団法人 ながさき地域政策研究所
〒850-0035 長崎市元船町17番1号
Tel 095-820-4865 Fax 095-818-2763
<http://www.think-nagasaki.or.jp/>